

羽曳野市国民保護計画

資料編

平成 19 年 1 月

羽 曳 野 市

目 次

羽曳野市国民保護協議会条例	1
羽曳野市国民保護協議会運営要綱	3
羽曳野市国民保護対策本部	
及び羽曳野市緊急対処事態対策本部条例	5
安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）様式第1号	8
安否情報収集様式（死亡住民）様式第2号	9
安否情報報告書 様式第3号	10
安否情報照会書 様式第4号	11
安否情報回答書 様式第5号	12
羽曳野市特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱	13
特殊標章 様式第1号 様式第1号の2	18
身分証明書 様式第2号	20
特殊標章等の交付をした者に関する台帳 様式第3号	21
特殊標章等に係る交付申請書 様式第4号	22
特殊標章再交付申請書 様式第5号	23
身分証明書再交付申請書 様式第6号	24
羽曳野市防災行政無線システム系統図	25
屋外受信装置設置場所一覧	26
戸別受信装置設置場所一覧	27
指定行政機関	28
指定地方行政機関	30
指定公共機関	31
武力攻撃事態等において地方公共団体との 連絡調整を担当する部隊等の長	33
関係機関連絡先一覧	34
関係機関連絡先一覧（大阪府所管の保健所）	35
（大阪府所管外の保健所）	35
関係機関連絡先一覧（市町村防災担当部局）	36
関係機関連絡先一覧（消防本部）	39
災害拠点病院（基幹災害医療センター）	40
災害拠点病院（地域災害医療センター）	41
特定診療災害医療センター	42
大阪府指定避難施設一覧表（羽曳野市）	43

羽曳野市国民保護協議会条例

平成18年3月31日

羽曳野市条例第15号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、羽曳野市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

第2条 協議会の委員の定数は、30人とする。

2 協議会に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

3 前項の専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、又は議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第5条 協議会に、幹事を置くことができる。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第6条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年羽曳野市条例第188号)の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

羽曳野市国民保護協議会委員	日額 7,000円	上記に同じ
---------------	-----------	-------

羽曳野市国民保護協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、羽曳野市国民保護協議会条例（18年羽曳野市条例第15号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、羽曳野市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議会の会議の招集)

第2条 会長は、条例第4条第1項に基づき協議会の会議を招集する場合は、委員に対し、会議の日時、場所及び議題をあらかじめ通知しなければならない。

(協議会の会議の代理出席)

第3条 委員は、やむを得ず協議会の会議に出席できないときは、委員の属する機関の職員のうちから当該委員が指名する者をもって代理出席させることができる。この場合において、代わりに出席した者は、当該会議の議事について、委員とみなす。

(幹事会)

第4条 条例第5条に規定する幹事の任期は、2年とする。ただし、補欠の幹事の任期は、前任者の残任期間とする。

2 会長は、必要に応じ、幹事の会議を招集することができる。

3 幹事の会議の議長は、幹事のうちから会長が指名する。

4 幹事の会議は、幹事の過半数の出席がなければ開くことができない。

(会議の記録)

第5条 協議会の会議、幹事の会議及び部会の会議の状況は、その概要を記録し保持しなければならない。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、危機管理室に置く。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成 1 8 年 6 月 2 8 日から施行する。

羽曳野市国民保護対策本部及び 羽曳野市緊急対処事態対策本部条例

平成18年3月31日

羽曳野市条例第14号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、羽曳野市国民保護対策本部（以下「国民保護対策本部」という。）及び羽曳野市緊急対処事態対策本部（以下「緊急対処事態対策本部」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 国民保護対策本部の本部長（以下「本部長」という。）は、国民保護対策本部の事務を統括する。

2 国民保護対策本部の副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、国民保護対策本部の事務を整理する。

3 国民保護対策本部の本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。

4 国民保護対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、本市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、国民保護対策本部における情報の交換並びに連絡及び調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、本市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。

- 2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。
- 4 前項の部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第 5 条 法第 28 条第 8 項の規定により、国民保護対策本部に国民保護現地対策本部を置くときは、当該国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

- 2 前項の国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は市長が定める。

(緊急処理事態対策本部についての準用)

第 7 条 第 2 条から前条までの規定は、緊急処理事態対策本部について準用する。

この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 2 条第 1 項	国民保護対策本部	緊急処理事態対策本部
第 2 条第 1 項から第 4 項まで及び第 3 条第 1 項	国民保護対策本部	緊急処理事態対策本部
第 3 条第 2 項	法第 28 条第 6 項	法第 183 条において準用する法第 28 条第 6 項
第 4 条第 1 項	国民保護対策本部	緊急処理事態対策本部
第 5 条第 1 項	法第 28 条第 8 項	法第 183 条において準用する法第 28 条第 8 項
	国民保護対策本部	緊急処理事態対策本部
	国民保護現地対策本部	緊急処理事態現地対策本部
	国民保護現地対策本部長	緊急処理事態現地対策本部長
	国民保護現地対策本部員	緊急処理事態現地対策本部員
第 5 条第 2 項	国民保護現地対策本部長	緊急処理事態現地対策本部長
	国民保護現地対策本部	緊急処理事態現地対策本部
第 6 条	国民保護対策本部	緊急処理事態対策本部

附 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

氏名	
フリガナ	
出生の年月日	年 月 日
男女の別	男 女
住所（郵便番号を含む。）	
国籍	日 本 その他（ ）
その他個人を識別するための情報	
負傷（疾病）の該当	負 傷 非 該 当
負傷又は疾病の状況	
現在の居所	
連絡先その他必要情報	
親族・同居者からの照会があれば、～を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、で囲んで下さい。	回 答 を 希 望 し ない
知人からの照会があれば～を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は～を囲んで下さい。	回 答 を 希 望 し ない
～を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうかで囲んで下さい。	同 意 す る 同 意 し ない
備考	

(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記～の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難者留滞者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分 ）

氏名	
フリガナ	
出生の年月日	年 月 日
男女の別	男 女
住所（郵便番号を含む。）	
国籍	日 本 その他（ ）
その他個人を識別するための情報	
死亡の日時、場所及び状況	
遺体が安置されている場所	
連絡先その他必要情報	
～ を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同 意 す る 同 意 し な い
備考	

(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記の意向に沿って同法95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難者等の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。

の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

(注5) の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

様式第4号（第3条関係）

安 否 情 報 照 会 書

年 月 日		
総務大臣 （都道府県知事） 殿 （市町村長）		
申 請 者 住所（居所） 氏 名		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 （ を付けて下さい。 の場合、理由を記入 願います。）	被照会者の親族又は同居者であるため。 被照会者の知人（友人、職場関係者及び近隣住民） であるため。 その他 （ ）	
備 考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 （日本国籍を有しない者に限る。）	日本 その他（ ）
	その他個人を識別 するための情報	
申 請 者 の 確 認		
備 考		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所
 の所在地を記入願います。
 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
 4 印の欄には記入しないでください。

様式第5号（第4条関係）

安否情報回答書

年 月 日		
殿		
総務大臣 （都道府県知事） （市町村長）		
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答 します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 （日本国籍を有しない者に限る。）	日本 その他（ ）
	その他個人を識別するための情報	
	現 在 の 居 所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
 - 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
 - 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

羽曳野市特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱

平成19年4月1日制定

目次

- 第1章 総則
- 第2章 特殊標章の交付等
- 第3章 身分証明書の交付等
- 第4章 保管及び返納
- 第5章 濫用の禁止等
- 第6章 雑則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）及び「赤十字標章及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知）に基づき、羽曳野市の武力攻撃事態等における特殊標章等（国民保護法第158条第1項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。）の交付に関する基準、手続等必要な事項を定めるものとする。

(定義及び様式)

第2条 腕章、帽章、旗及び車両章（以下「特殊標章」という。）の図案は様式第1号に、表示位置等については様式第1号の2に、それぞれ定めるところによる。

2 身分証明書の様式は、様式第2号に定めるところによる。

(交付の対象者)

第3条 市長は、武力攻撃事態等において、国民保護法第16条の規定に基づき、市長が実施する国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）に係る職務等を行う者として、次に掲げる者に対し、特殊標章等の交付を行うものとする。

(1) 市の職員で国民保護措置に係る職務を行うもの

- (2) 消防団長及び消防団員
- (3) 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (4) 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(交付の手続き)

第 4 条 市長は、前条第 1 号及び第 2 号に掲げる者に対し、特殊標章等の交付をした者に関する台帳(様式第 3 号)に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

- 2 市長は、前条第 3 号及び第 4 号に掲げる者に対し、原則として当該対象者からの特殊標章等に係る交付申請書(様式第 4 号)による申請に基づき、その内容を適正と認めるときは、特殊標章等の交付をした者に関する台帳に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

第 2 章 特殊標章の交付等

(腕章及び帽章の交付)

第 5 条 市長は、第 3 条第 1 号又は第 2 号に掲げる者のうち武力攻撃事態等において行うこととされる国民保護措置に係る職務の内容等を検査し、市長が必要と認めるものに対し、平時において、第 2 条第 1 項に規定する腕章及び帽章(以下「腕章等」という。)を交付するものとする。

- 2 市長は、第 3 条第 1 号及び第 2 号に掲げる者(前項において規定する者を除く。)並びに同条第 3 号及び第 4 号に掲げる者に対し、武力攻撃事態等において、腕章等を交付するものとする。

(旗及び車両章の交付)

第 6 条 市長は、前条の規定に基づき、腕章等を交付する場合において、必要に応じ、国民保護措置に係る責務、業務又は協力のために使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等(以下「場所等」という。)を識別させるため、場所等ごとに第 2 条第 1 項で規定する旗又は車両章(以下「旗等」という。)を併せて、交付するものとする。

(訓練における使用)

第 7 条 市長は、平時において、国民保護措置についての訓練を実施する場合に、第 3 条各号に掲げる者に対し、腕章等を貸与することができるものとする。

- 2 市長は、前項の規定に基づき、腕章等を貸与する場合は、必要に応じ、

場所等ごとに旗等をあわせて貸与することができるものとする。

(特殊標章の特例交付)

第 8 条 市長は、人命救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができるものとする。

(特殊標章の再交付)

第 9 条 市長から特殊標章の交付を受けた者は、特殊標章を紛失したとき、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、特殊標章再交付申請書（様式第 5 号）により、速やかに市長に申請し、特殊標章の再交付を受けなければならない。

2 前項の規定により、再交付を受けるとき（紛失した場合を除く。）は、汚損又は破損をした特殊標章を返納しなければならない。

第 3 章 身分証明書の交付等

(身分証明書の交付)

第 10 条 市長は、第 5 条第 1 項の規定により、腕章等を交付した者に対し、身分証明書を交付するものとする。

2 市長は、第 5 条第 2 項の規定により、腕章等を交付した者に対し、身分証明書を交付するものとする。

(身分証明書の携帯)

第 11 条 市長から身分証明書の交付を受けた者は、特殊標章を使用する必要があるときは、身分証明書を携帯しなければならない。

(身分証明書の再交付)

第 12 条 市長から身分証明書の交付を受けた者は、身分証明書を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損し、若しくは破損した場合には、身分証明書再交付申請書（様式第 6 号）により速やかに市長に申請し、身分証明書の再交付を受けなければならない。身分証明書の記載事項に異動があった場合も同様とする。

2 前項の規定により、再交付を受けるとき（紛失した場合を除く。）は、交付を受けた身分証明書を返納しなければならない。

(有効期間及び更新)

第 13 条 第 10 条第 1 項の規定により、市長が交付する身分証明書の有効期間は、交付された者が身分を失ったときまでとする。

- 2 第10条第2項の規定により、市長が武力攻撃事態等において交付する身分証明書の有効期間は、武力攻撃事態等の状況及び国民保護措置の内容に鑑み、市長が必要と認める期間とする。

第4章 保管及び返納

(保管)

第14条 市長は、申請書及び特殊標章等に番号を付し、厳重に保管するものとする。

- 2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を厳重に保管しなければならない。

(返納)

第15条 市長から特殊標章等の交付を受けた者は、身分を失ったときその他の事由があったときは、特殊標章等を返納しなければならない。

第5章 濫用の禁止等

(濫用の禁止)

第16条 特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

- 2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合又は訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を使用してはならない。

- 3 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。

(周知)

第17条 市長は、特殊標章等を交付する者に対し、当該交付する際その他必要な機会を捉え、特殊標章等の意義、その使用及び管理等について説明を行い、あらかじめ周知を図るものとする。

第6章 雑則

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、特殊標章等の様式等については、赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドラインに定めるところによる。

第 19 条 羽曳野市における特殊標章等の交付及び管理に関する事務は、市長公室危機管理室が行うものとする。

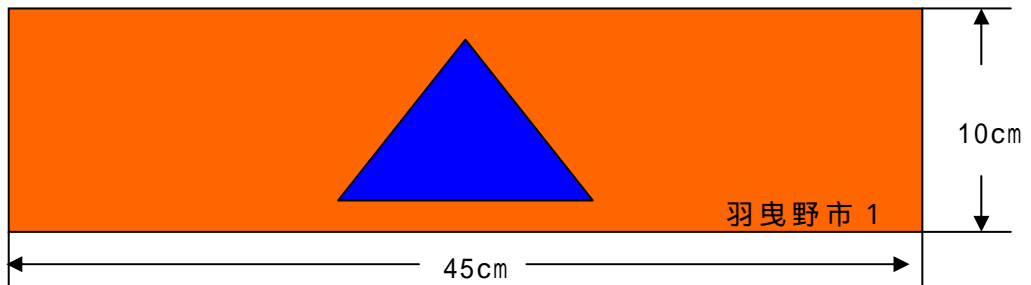
附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

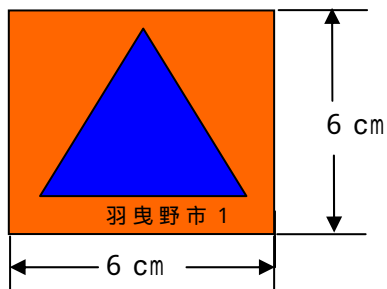
様式第1号(第2条関係)

特殊標章

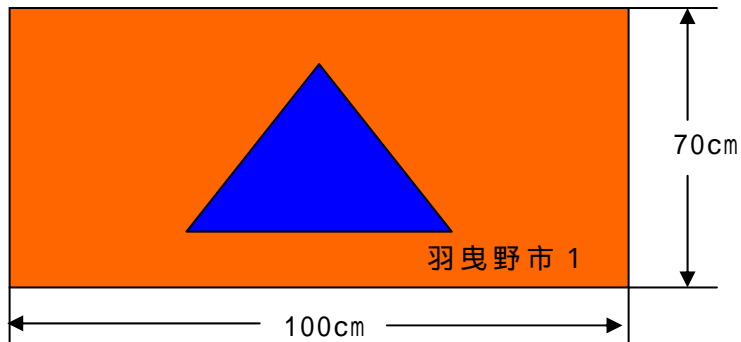
腕章



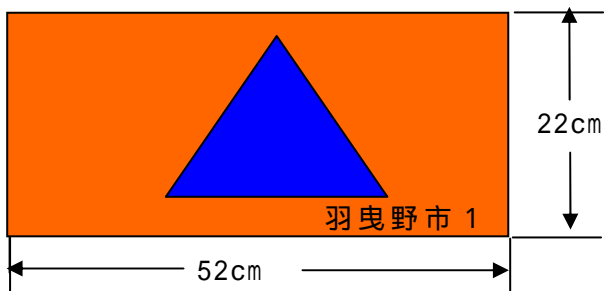
帽章



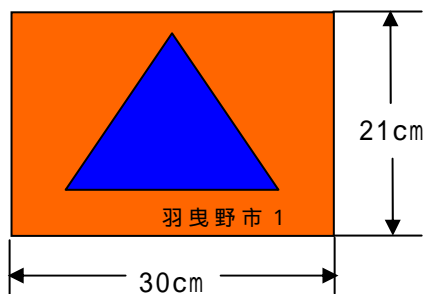
旗



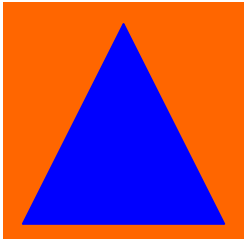
車両章
(大)



(小)

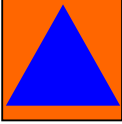
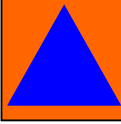


様式第1号の2（第2条関係）

区 分	表 示		制 式
	位 置	形 状	
腕 章	左腕に表示		<p>オレンジ色地に青色の正三角形とする。 三角形の一の角が垂直に上を向いている 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していない。</p> <p>一連の登録番号を表面右下すみに付する。 （例：羽曳野市1）</p>
帽 章	帽子（ヘルメットを含む。）の前部中央に表示		
旗	施設の平面に展張又は掲揚又は表示、船舶に掲揚又は表示		
車両章	車両の両側面及び後面に表示		
	航空機の両側面に表示		

様式第 2 号 (第 2 条関係)

表面

	羽曳野市長	
身分証明書		
国民保護措置に係る職務等を行う者用		
氏名		
生年月日		
この証明書の所持者は、次の資格において 1949 年 8 月 12 日のジュネーブ諸条約及び 1949 年 8 月 12 日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書 (議定書) によって保護される		
受付等の年月日	証明書番号	
許可権者の署名		
有効期限の満了日		

身長	眼の色	頭髪の色
その他の特徴又は情報		
血液型		
所持者の写真		
印章	所持者の署名	

(日本工業規格 A 7 (横 7 4 ミリメートル、縦 1 0 5 ミリメートル))

様式第3号（第4条関係）

特殊標章等の交付をした者に関する台帳

証明書 番号	氏名(漢字)	氏名(ローマ字)	生年月日	資 格	交付等の 年月日	有効期間の 満了日	身長	眼の色	頭髪の色	血液型	その他の特徴	標章の使用	返 納 日	備 考
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														

様式第4号（第4条関係）

特殊標章等に係る交付申請書

平成 年 月 日

羽曳野市長 様

私は、国民保護法第158条の規定に基づき、特殊標章等の交付を以下のとおり申請します。

氏名：（漢 字） _____ （ローマ字） _____	生年月日（西暦） 年 月 日
申請者の連絡先 住 所：〒 _____ _____	写 真 縦4×横3cm （身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ）
電話番号： _____ E mail： _____	
識別のための情報（身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ記載） 身 長： _____ cm 眼の色： _____ 頭髪の色： _____ 血液型： _____（Rh因子 _____）	
標章を使用する衣服、場所、車両、船舶、航空機等の概要及び使用する標章の数等 （標章又は特殊信号の交付又は使用許可の場合のみ記載） _____ _____	
（許可権者使用欄） 資 格： _____ 証明書番号： _____ 交付等の年月日 _____ 有効期間の満了日： _____ 返納日： _____	

様式第5号（第9条関係）

特殊標章再交付申請書

平成 年 月 日	
羽曳野市長 様	
申 請 者	
住 所 _____ (電話 _____)	
氏 名 _____	
1 紛失（破損等）した特殊標章の種別及び登録番号	
2 紛失（破損等）年月日	
3 紛失の状況（破損等の理由）	
4 その他必要な事項	
受 付 欄	経 過 欄

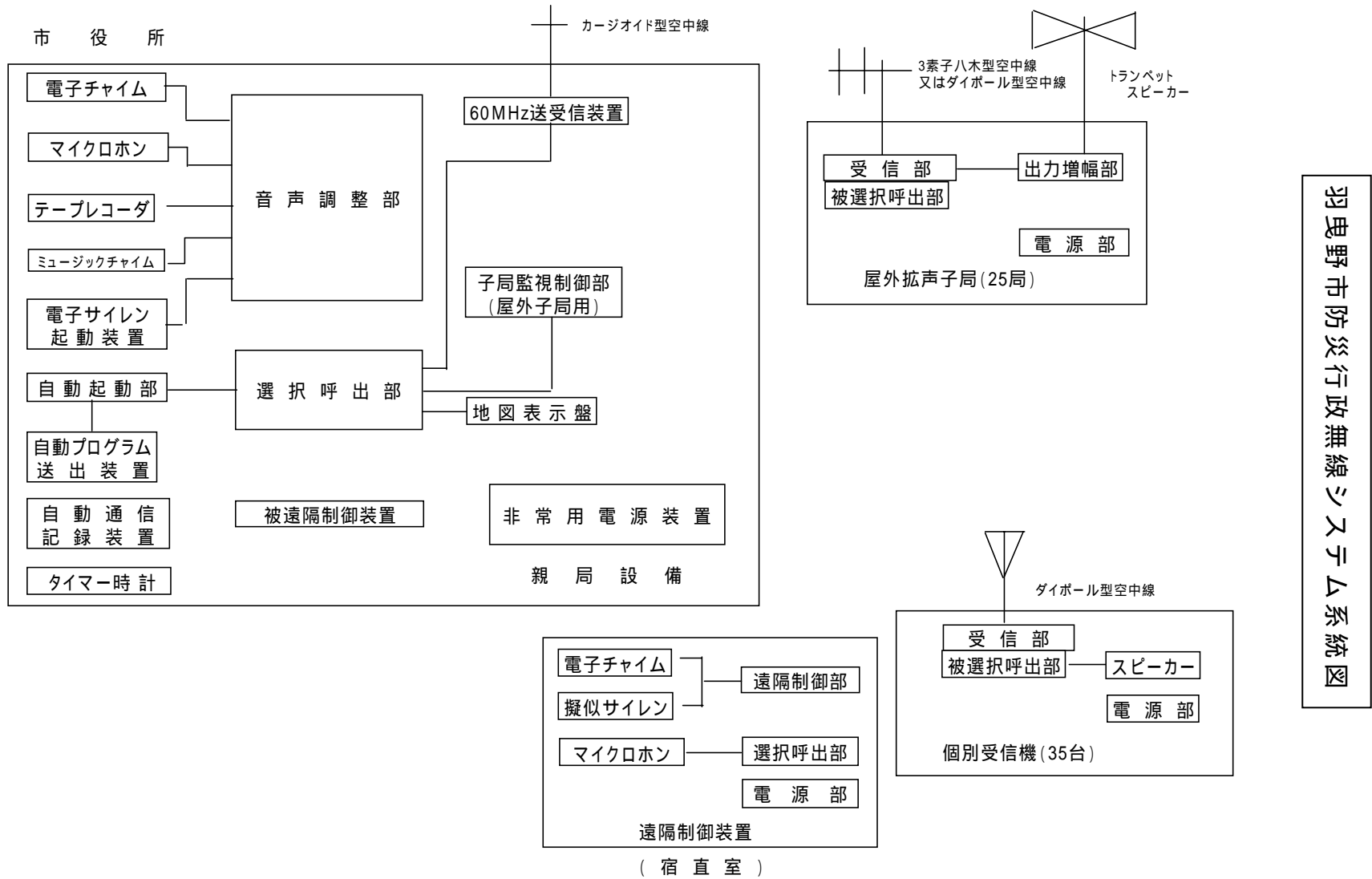
- 備 考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
2 印の欄は、記入しないこと。

様式第6号(第12条関係)

身分証明書再交付申請書

平成 年 月 日	
羽曳野市長 様	
申 請 者	
住 所 _____ (電話 _____)	
氏 名 _____	
1 旧身分証明書番号	
2 理由	
3 その他必要な事項	
受 付 欄	経 過 欄

- 備 考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 - 2 理由には、紛失、汚損、破損、及び記載事項の変更等を記入する。
 - 3 紛失の場合は、紛失の日時、場所及び紛失の状況を追記する。
 - 4 記載事項の変更の場合は、旧記載事項を追記する。
 - 5 印の欄は、記載しないこと。



羽曳野市防災無線システム系統図

屋外受信装置設置場所一覧

項	地区名	設置場所	緯度・経度	レフレックス	ストレート	スピーカー計
1	古 市	古市小学校	34°33'04" 135°36'47"	4		4
2	駒ヶ谷	駒ヶ谷小学校	34°32'20" 135°37'47"	4		4
3	西 浦	西浦小学校	34°32'01" 135°36'23"	4		4
4	埴 生	埴生小学校	34°34'15" 135°35'04"	4		4
5	高 鷲	高鷲小学校	34°32'55" 135°34'38"	4		4
6	丹 比	丹比小学校	34°32'55" 135°34'38"	4		4
7	羽曳が丘	羽曳が丘小学校	34°32'10" 135°35'45"	4		4
8	古 市	古市南小学校	34°33'10" 135°36'23"	4		4
9	高 鷲	高鷲南小学校	34°33'43" 135°35'18"	4		4
10	古 市	古市南小学校	34°32'41" 135°36'51"	4		4
11	高 鷲	恵我之荘小学校	34°34'11" 135°34'23"	4		4
12	高 鷲	高鷲北小学校	34°34'34" 135°34'52"	4		4
13	埴 生	埴生南小学校	34°32'56" 135°35'17"	4		4
14	西 浦	西浦東小学校	34°31'43" 135°36'57"	4		4
15	古 市	誉田中学校	34°33'29" 135°36'57"	4		4
16	高 鷲	高鷲中学校	34°34'12" 135°35'10"	4		4
17	埴 生	羽曳野中学校	34°33'24" 135°35'13"	4		4
18	西 浦	峰塚中学校	34°32'47" 135°35'58"	4		4
19	高 鷲	高鷲南中学校	34°33'55" 135°35'13"	4		4
20	丹 比	河原城中学校	34°32'48" 135°35'01"	4		4
21	高 鷲	羽曳野市支所	34°33'59" 135°34'37"	4		4
22	古 市	羽曳野市水道局	34°32'49" 135°37'01"	4		4
23	埴 生	人権文化センター	34°33'27" 135°34'43"	4		4
24	高 鷲	陵 南 の 森	34°34'19" 135°35'22"	4		4
25	羽曳が丘	羽曳が丘コミュニ ティセンター	34°32'21" 135°35'37"	4		4

戸別受信装置設置場所一覧

項	設置場所	台数	ダイポール空中線	備考
1	古市小学校	1	1	
2	駒ヶ谷小学校	1	1	
3	西浦小学校	1	1	
4	埴生小学校	1	1	
5	高鷲小学校	1	1	
6	丹比小学校	1	1	
7	羽曳が丘小学校	1	1	
8	古市南小学校	1	1	
9	高鷲南小学校	1	1	
10	古市南小学校	1	1	
11	恵我之荘小学校	1	1	
12	高鷲北小学校	1	1	
13	埴生南小学校	1	1	
14	西浦東小学校	1	1	
15	誉田中学校	1	1	
16	高鷲小学校	1	1	
17	羽曳野中学校	1	1	
18	峰塚中学校	1	1	
19	高鷲南小学校	1	1	
20	河原城中学校	1	1	
21	羽曳野市支所	1	1	
22	羽曳野市水道局	1	1	
23	市民会館	1	1	
24	人権文化センター	1	1	
25	陵南の森	1	1	
26	羽曳が丘コミュニティセンター	1	1	
27	市民体育館	1	1	
28	消防本部	1	1	
29	青少年センター	1	1	
30	碓井ポンプ場	1	1	
31	羽曳野警察署	1	1	
32	保健センター	1	1	
33	青少年児童センター	1	1	
34	向野老人いこいの家	1	1	
35	グレースヒル	1	1	

指定行政機関

	名称	担当部署	所在地	電話	その他
1	内閣府	大臣官房 総務課	千代田区霞ヶ関 3-1-1	(03)3581-1513	
2	国家公安委員会	連絡先は警察庁と同様	千代田区霞が関 2-1-2	(03)3581-0141	
3	警察庁	警備局 警備企画課	千代田区霞が関 2-1-2	(03)3581-0141	
4	防衛施設庁	総務部 総務課企画室	新宿区市谷本村町 5-1	(03)3268-3111	
5	金融庁	総務企画局 政策課	千代田区霞が関 3-1-1	(03)3506-6433	
6	総務省	大臣官房 総務課	千代田区霞が関 2-1-2	(03)5253-5089	
7	消防庁	国民保護・防災部防災課 国民保護室	千代田区霞が関 2-1-2	(03)5253-7550	
8	法務省	大臣官房 秘書課広報室	千代田区霞が関 1-1-1	(03)3592-5396	
9	公安調査庁	総務部 総務課	千代田区霞が関 1-1-1	(03)3592-2638	
10	外務省	大臣官房総務課 危機管理調整室	千代田区霞が関 2-2-1	(03)5501-8059	
11	財務省	大臣官房総合政策課 企画官室	千代田区霞が関 3-1-1	(03)3581-7934	
12	国税庁	長官官房 総務課	千代田区霞が関 3-1-1	(03)3581-4161	
13	文部科学省	大臣官房 文教施設企画部 施設企画課防災推進室	千代田区丸の内 2-5-1	(03)6734-2290	
14	文化庁	連絡先は文部科学省と 同様	千代田区丸の内 2-5-1	(03)6734-2290	
15	厚生労働省	社会・援護局 総務課 災害救助・救援対策室	千代田区霞が関 1-2-2	(03)3595-2612 (03)3595-2614	
16	農林水産省	総合食料局 食料企画課	千代田区霞が関 1-2-1	(03)3502-7942	
17	林野庁	連絡先は農林水産省と 同様	千代田区霞が関 1-2-1	(03)3501-3884	
18	水産庁	連絡先は農林水産省と 同様	千代田区霞が関 1-2-1	(03)3501-3884	
19	経済産業省	大臣官房総務課	千代田区霞が関 1-3-1	(03)3501-1327	
20	資源エネルギー庁	総合政策課	千代田区霞が関 1-3-1	(03)3501-2669	
21	中小企業庁	長官官房 官房参事官室	千代田区霞が関 1-3-1	(03)3501-1768	
22	原子力・保安院	企画調整課	千代田区霞が関 1-3-1	(03)3501-1568	
23	国土交通省	危機管理室	千代田区霞が関 2-1-3	(03)5253-8888	

24	国土地理院	総務部 総務課	茨城県つくば市北郷 1	(029)864-6900	
25	気象庁	総務部 総務課	千代田区大手町 1-3-4	(03)3211-3014	
26	海上保安庁	総務部 国際・危機管理官	千代田区霞が関 2-1-3	(03)3591-9822	
27	環境省	大臣官房総務課	千代田区霞が関 1-2-2	(03)3580-1373	
28	防衛省	運用企画局 事態対処課	新宿区市谷本村町 5-1	(03)3268-3111	

指定地方行政機関

	名称	担当部署	所在地	電話	その他
1	近畿管区警察局	広域調整部 広域調整第二課	大阪市中央区大手前2丁目1番 22号	(06)6944-1234 (内 5521)	
2	大阪防衛施設局	総務部総務課	大阪市中央区大手前4-1-67 (大阪合同庁舎第2号館)	(06)6945-4951	
3	近畿総合通信局	総務課	大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館	(06)6942-8503	
4	近畿財務局	総務部総務課	大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎4号館	(06)6949-6390	
5	大阪税関	総務部総務課総務 第一係	大阪府大阪市港区築港4-10-3 (大阪港湾合同庁舎)	(06)6576-3010	
6	近畿厚生局	総務課	大阪府大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第4号館	(06)6942-2241	
7	大阪労働局	総務課	大阪市中央区大手前4丁目1番 67号 大阪合同庁舎第2号館8F (総務・均等)・9F(基準)	(06)6949-6482	
8	近畿農政局	企画調整室	京都府京都市上京区西洞院通下 長者町下ル丁子風呂町	(075)414-9036	
9	近畿中国森林管理局	企画調整室	大阪府大阪市北区天満橋1-8-75	(06)6881-3402	
10	近畿経済産業局	総務企画部総務課	大阪市中央区大手前1丁目5番 44号 大阪合同庁舎1号館	(06)6966-6001	
11	中部近畿産業保安監督 部近畿支部	管理課	大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館 第2別館3階	(06)6966-6061	
12	近畿地方整備局	企画部 防災課	大阪府大阪市中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎1号館8F	(06)6942-1575	
13	近畿運輸局	総務部 総務課	大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館	(06)6949-6412	
14	大阪航空局	総務部 航空保安対策課	大阪府大阪市中央区大手前4丁 目1番76号	(06)6949-6211	
15	大阪管区气象台	総務部 総務課	540-0008 大阪市中央区大手前4-1-76 大 阪合同庁舎第4号館	(06)6949-6300	
16	第五管区海上保安本部	総務部総務課	兵庫県神戸市中央区波止場町 1-1	(078)391-6556	
17	近畿地方環境事務所	総務課	大阪市中央区大手前1-7-31 大阪マーチャングイスマート(OMM)ビル8F	(06)4792-0700	

指定公共機関

	所管省庁	名称	担当部署	所在地	電話	その他
1	国土交通省	独立行政法人海上技術安全研究所	企画部企画課	東京都三鷹市新川6-38-1	(0422)41-3007	
2	海上保安庁	独立行政法人海上災害防止センター	総務部総務課	神奈川県横浜市西区みなとみらい3-3-1	(045)224-4311	
3	国土交通省	独立行政法人建築研究所	企画部企画調査課	茨城県つくば市立原1番地	(029)879-0640	
4	経済産業省	独立行政法人原子力安全基盤機構	JNES担当部署、 担当者名：防災支援部 計画グループ	東京都港区虎ノ門3丁目17-1	(03)4511-1602	
5	国土交通省	独立行政法人港湾空港技術研究所	企画管理部企画課	神奈川県横須賀市長瀬3-1-1	(046)844-5040	
6	厚生労働省	独立行政法人国立病院機構	本部総務部総務課	東京都目黒区東が丘2-5-21	(03)5712-5050	
7	経済産業省	独立行政法人産業技術総合研究所	企画本部	東京都千代田区霞が関1-3-1	(03)5501-0830	
8	経済産業省	独立行政法人情報処理推進機構	セキュリティセンター	東京都文京区本駒込2-28-8	(03)5978-7508	
9	総務省	独立行政法人情報通信研究機構	総合企画部企画戦略室	東京都小金井市貫井北町4-2-1	(042)327-7457	
10	農林水産省	独立行政法人森林総合研究所	総務部総務課	茨城県つくば市松の里1	(029)873-2812	
11	農林水産省	独立行政法人水産総合研究センター	総務部庶務課	神奈川県横浜市西区みなとみらい2-3-3 クイーンズタワー B15F	(045)227-2600	
12	国土交通省	独立行政法人土木研究所	企画部研究企画課	茨城県つくば市南原1-6	(029)879-6751	
13	文部科学省	独立行政法人日本原子力研究開発機構	研究開発局 原子力研究開発課	東京都千代田区丸の内2-5-1	(03)6734-4166	
14	国土交通省	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	総務部管理課	東京都港区西新橋二丁目8番6号	(03)3508-5164	
15	農林水産省	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構	総合企画調整部 企画調整室	茨城県つくば市観音台3-1-1	(029)838-7699	
16	文部科学省	独立行政法人放射線医学総合研究所	研究振興局 研究振興戦略官付	東京都千代田区丸の内2-5-1	(03)6734-4117	
17	国土交通省	独立行政法人水資源機構	総務部総務課	埼玉県さいたま市中央区新都心11-2	(048)600-6511	
18	金融庁	日本銀行	決済機構局 業務継続計画担当	東京都中央区日本橋本石町2-1-1	(03)3277-3546	
19	厚生労働省	日本赤十字社	救護・福祉部 救護課	東京都港区芝大門1-1-3	(03)3437-7084	

	所管省庁	名称	担当部署	所在地	電話	その他
20	総務省	日本放送協会	報道局 気象・災害センター	東京都渋谷区神南 2-2-1	(03)5455-3409	
21	総務省	日本郵政公社	本社 C S R 室	東京都千代田区霞が関 1-3-2	(03)3504-4624	
22	国土交通省	西日本高速道路株式会社	管理事業本部管理事業統括チーム	大阪市北区堂島 1-6-20 堂島アバンザ	(06)6344-7149	
23	国土交通省	阪神高速道路株式会社	保全施設部保全企画グループ	大阪市中央区久太郎町 4-1-3	(06)6252-8121	
24	総務省	西日本電信電話株式会社	基盤サービス部災害対策室	大阪市中央区馬場町 3-15	(06)4793-7741	
25	経済産業省	関西電力株式会社	総務室 庶務グループ	大阪市北区中之島 3-6-16	(06)6441-8821	
26	経済産業省	大阪瓦斯株式会社	中央保安指令部	大阪市中央区平野町 4 丁目 1 番 2 号	(06)6202-0722	
27	国土交通省	近鉄バス株式会社	総務部	東大阪市小阪 1 丁目 7 番 1 号	(06)6618-5303	
28	国土交通省	西日本旅客鉄道株式会社	総務部リスク管理室	大阪市北区芝田 2 丁目 4 番 24 号	(06)6375-2119	
29	国土交通省	近畿日本鉄道株式会社	安全環境推進部	大阪市天王寺区上本町 6 丁目 1 番 55 号	(06)6775-3357	
30	総務省	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	ネットワーク事業部 統合ネットワーク部（危機管理）	東京都千代田区内幸町 2-1-1 飯野ビル 2 階 201	(03)5202-9909	
31	総務省	KDDI 株式会社	運用本部運用管理部 統括グループ	東京都新宿区西新宿 2-3-2 KDDI ビル	(03)3347-5299	
32	総務省	日本テレコム株式会社	総務部	東京都港区東新橋 1-9-1 東京汐留ビルディング	(03)6888-8000	
33	総務省	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西	災害対策室	大阪市北区梅田 1-10-1 梅田 D T タワー 6F	(06)6457-8621	
34	総務省	ボーダフォン株式会社	コーポレートセキュリティ室	東京都港区東新橋 1-9-1 東京汐留ビルディング	(03)6889-6304	
35	総務省	朝日放送株式会社	総務局 報道情報局	大阪市北区大淀南 2-2-48	(06)6458-5321 (06)6457-5300	
36	総務省	株式会社毎日放送	総務局	大阪市北区茶屋町 17- 1	(06)6359-1123 (代)	
37	総務省	関西テレビ放送株式会社	総務局 報道局	大阪市北区扇町 2-1-7	(06)6314-8100	
38	総務省	讀賣テレビ放送株式会社	報道局	大阪市中央区城見 2-2-33	(06)6947-2352	
39	総務省	大阪放送株式会社	制作報道局	大阪市港区弁天 1-2-4	(06)6577-1313	

武力攻撃事態等において地方公共団体との
連絡調整を担当する部隊等の長

都道府県	部隊等の長及び窓口	区分	〒	所在地	電話	その他
大阪府	中部方面総監 防衛部	陸自	664-0012	伊丹市緑ヶ丘 7-1-1	(072)782-0001	
大阪府	呉地方総監 防衛部	海自	737-8554	呉市幸町 8-1	(0823)22-5511	
大阪府	中部航空方面隊司令官 防衛部	空自	350-1394	狭山市稲荷山 2-3	(042)953-6131	

關係機關連絡先一覽

機関名	担当課	所在地	電話
大阪府	総務部危機管理室	大阪市中央区大手前 2-1-2-22	06-6944-6021 (直通)
大阪府警察本部	警備部警備課	大阪市中央区大手前 3-1-16	06-6943-1234 (代表)
大阪海上保安監部	警備救難課	大阪市港区築港 4-10-3	06-6571-0222 (代表)
関西空港海上警備救難部		泉佐野市泉州空港北 1	072-455-1235 (代表)
陸上自衛隊第三師団	第3部防衛班	兵庫県伊丹市広畑 1-1	0727-81-0021 (代表)
海上自衛隊阪神基地隊	本部警備科	神戸市東灘区魚崎浜町 37	078-441-1001 (代表)
日本赤十字社大阪府支部	事業課	大阪市中央区大手前 2-1-7	06-6943-0743
社団法人大阪府医師会	地域医療3課	大阪市天王寺区上本町 2-1-22	06-6763-7003

関係機関連絡先一覧（大阪府所管の保健所）

機 関 名	所管区域	電 話
池田府民健康プラザ	池田市、箕面市、豊野町、能勢町	072-751-2990
豊中府民健康プラザ	豊中市	06-6849-1721
吹田府民健康プラザ	吹田市	06-6339-2225
茨木府民健康プラザ	茨木市、摂津市、島本町	072-624-4668
枚方府民健康プラザ	枚方市	072-845-3151
寝屋川府民健康プラザ	寝屋川市	072-829-7771
守口府民健康プラザ	守口市、門真市	06-6993-3131
四條畷府民健康プラザ	大東市、四條畷市、交野市	072-878-1021
八尾府民健康プラザ	八尾市、柏原市	072-994-0661
藤井寺府民健康プラザ	松原市、羽曳野市、藤井寺市	072-955-4181
富田林府民健康プラザ	富田林市、河内長野市、大阪狭山市、 太子町、河南町、千早赤阪村	0721-23-2681～4
和泉府民健康プラザ	泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町	0725-41-1342
岸和田府民健康プラザ	岸和田市、貝塚市	072-422-5681
泉佐野府民健康プラザ	泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、 田尻町、岬町	072-462-7701

（大阪府所管外の保健所）

機関名	所管区域	電話
大阪市健康福祉局	大阪市内全域	06-6208-7911
大阪市保健所		06-6647-0641
堺市保健所	堺市内全域	072-222-9933
東大阪市保健所	東大阪市全域	072-960-3800
高槻市保健所	高槻市全域	072-661-9330

関係機関連絡先一覧（市町村防災担当部局）

市町村名	通信窓口	所在地	電話番号	大阪府防災行政無線番号
大阪市	危機管理室	大阪市北区中之島 1-3-20	(代) 06-6208-8181	500-5222
			(直) 06-6208-7388	
堺市	総務局 危機管理室	堺市南瓦町 3-1	(代) 072-233-1101	501-8900
			(直) 072-228-7605	
岸和田市	市民生活部 市民生活課	岸和田市岸城町 7-1	(代) 072-423-2121	502-8900
豊中市	総務部 危機管理室	豊中市中桜塚 3-1-1	(代) 06-6858-2525	503-8900
			(直) 06-6858-2071	
池田市	市長公室 危機管理課	池田市城南 1-1-1	(代) 072-752-1111	504-8900
			(直) 072-754-6263	
吹田市	企画部 安心安全課	吹田市泉町 1-3-40	(代) 06-6384-1231	505-8900
			(直) 06-6384-1753	
泉大津市	総合政策部 危機管理室	泉大津市東雲町 9-12	(代) 0725-33-1131	506-8900
高槻市	総務部 危機管理課	高槻市桃園町 2-1	(代) 072-674-7111	507-8900
			(直) 072-674-7314	
貝塚市	総務部 危機管理室	貝塚市畠中 1-17-1	(代) 072-423-2151	508-8900
			(直) 072-433-7392	
守口市	市民生活部 防災課	守口市京阪本通 2-2-5	(代) 06-6992-1221	509-8900
枚方市	危機管理部 消防防災 G	枚方市大垣内町 2-1-20	(代) 072-841-1221	500-8900
茨木市	総務部 総合防災課	茨木市駅前 3-8-13	(代) 072-622-8121	511-8900
			(直) 072-620-1617	
八尾市	総務部 防災対策室	八尾市本町 1-1-1	(代) 072-991-3881	512-8900
			(直) 072-924-9870	
泉佐野市	生活環境部 市民生活課	泉佐野市市場東 1-295-3	(代) 072-463-1212	513-5900
富田林市	総務部 危機管理課	富田林市常磐町 1-1	(代) 0721-25-1000	514-8900

市町村名	通信窓口	所在地	電話番号	大阪府防災行政無線番号
寝屋川市	人・ふれあい部 危機管理室	寝屋川市本町 1-1	(代) 072-824-1181	515-8900
河内長野市	企画総務部 危機管理室	河内長野市原町 396-3	(代) 0721-53-1111	516-3900
松原市	総務部 市民安全課	松原市阿保 1-1-1	(代) 072-334-1550	517-8900
			(直) 072-337-3151	
大東市	市民生活部 生活安全課	大東市谷川 1-1-1	(代) 072-872-2181	518-8900
和泉市	総務部 総務課	和泉市府中町 2-7-5	(代) 0725-41-1551	519-8900
箕面市	市長公室 市民安全生活課	箕面市西小路 4-6-1	(代) 072-723-2121	520-3900
			(直) 072-724-6750	
柏原市	総務部 危機管理室	柏原市安堂町 1-55	(代) 072-972-1501	521-8900
羽曳野市	市長公室 危機管理室	羽曳野市誉田 4-1-1	(代) 072-958-1111	522-8900
			(直) 072-956-0119	
門真市	総務部 防災課	門真市中町 1-1	(代) 06-6902-1231	523-8900
			(直) 06-690-25812	
摂津市	総務部 総務防災課	摂津市三島 1-1-1	(代) 06-6383-1111	524-8900
高石市	総務部 環境保全課	高石市加茂 4-1-1	(代) 072-265-1001	525-8900
藤井寺市	都市整備部 危機管理課	藤井寺市岡 1-1-1	(代) 072-939-1111	526-8900
東大阪市	危機管理室	東大阪市荒本北 50-4	(代) 06-4309-3000	527-8900
			(直) 06-4309-3130	
泉南市	総務部 制作推進課	泉南市樽井 1-1-1	(代) 072-483-0001	528-8900
四條畷市	市民生活部 生活環境課	四條畷市中野本町 1-1	(代) 072-877-2121	529-8900
交野市	都市整備部 防災安全課	交野市私部 1-1-1	(代) 072-892-0121	530-8900

市町村名	通信窓口	所在地	電話番号	大阪府防災行政無線番号
大阪狭山市	政策調整室 危機管理 G	大阪狭山市狭山 1-2384-1	(代) 072-366-0011	531-7900
阪南市	総務部 危機管理課	阪南市尾崎町 35-1	(代) 072-471-5678	532-8900
島本町	総務部 自治防災課	三島郡島本町桜井 2-1-1	(代) 075-961-5151	533-8900
豊能町	総務部 住民課	豊能郡豊能町余野 414-1	(代) 072-739-0001	534-8900
能勢町	総務部 住民課	豊能郡能勢町宿野 28	(代) 072-734-0001	535-8900
忠岡町	事業部 建設課	泉北郡忠岡町忠岡東 1-34-1	(代) 0725-22-1122	536-8900
熊取町	政策推進部 企画課	泉南郡熊取町野田 1-1-1	(代) 072-452-1001	537-8900
田尻町	総務部 総務課	泉南郡田尻町大字嘉祥寺 375-1	(代) 072-466-1000	538-316
岬町	総務部 危機管理課	泉南郡岬町深日 2000-1	(代) 072-492-2001	539-8900
			(直) 072-492-2759	
太子町	総務部 地域振興防災室	南河内郡太子町大字山田 88	(代) 0721-98-0300	540-8900
			(直) 0721-98-5518	
河南町	総務部 総務課	南河内郡河南町大字白木 1359-6	(代) 0721-93-2500	541-8900
千早赤阪村	総務部 総務課	南河内郡千早赤阪村大字 水分 180	(代) 0721-72-0081	542-8900

関係機関連絡先一覧（消防本部）

消防本部名	通信窓口	所在地	電話番号	大阪府 防災行政 無線番号
大阪市消防局	指令課指令 情報センター	大阪市西区新町 1-26-3	06-6532-8173	400-0
岸和田市消防本部	通信指令室	岸和田市岸城町 7-1	072-431-0119	402-0
豊中市消防本部	指令情報課	豊中市岡上の町 1-8-24	06-6853-2345	403-0
池田市消防本部	管制室	池田市八王寺 1-2-1	072-754-3516	404-0
吹田市消防本部	指令調査課 指令係	吹田市内本町 1-23-14	06-6381-0003	405-0
泉大津市消防本部	通信指令室	泉大津市小松町 1-70	0725-21-0119	406-0
高槻市消防本部	指令調査課 指令係	高槻市桃園町 4-30	072-676-0119	407-0
貝塚市消防本部	警備課警備係	貝塚市鳥羽 122-1	072-422-0119	408-0
茨木市消防本部	警備課	茨木市東中条町 2-13	072-622-6955	411-0
八尾市消防本部	指令課	八尾市高美町 5-7	072-992-0119	412-0
泉佐野市消防本部	通信指令室	泉佐野市りんくう往来北 1-20	072-469-0119	413-0
富田林市消防本部	通信指令室	富田林市甲田 1-7-1	0721-25-1122	414-0
河内長野市消防本部	通信指令室	河内長野市原町 4-8	0721-62-0119	416-0
松原市消防本部	通信指令室	松原市阿保 1-16-2	072-332-3102	417-0
大東市消防本部	通信指令室	大東市新町 13-35	072-875-0119	418-0
和泉市消防本部	警防課 通信指令室	和泉市一条院町 140-2	0725-41-0119	419-0
箕面市消防本部	通信指令室	箕面市箕面 5-11-19	0727-24-5678	420-0
摂津市消防本部	消防署警備係	摂津市三島 1-1-2	06-6381-0119	424-8940
東大阪市消防局	通信指令室	東大阪市御厨栄町 3-1-41	06-6788-0119	427-0
泉南市消防本部	警防課	泉南市信達市場 2012-1	072-485-0119	428-0

消防本部名	通信窓口	所在地	電話番号	大阪府 防災行政 無線番号
四條畷市消防本部	警備課	四條畷市大字中野 596-1	072-876-2900	429-0
交野市消防本部	消防本部	交野市天野が原町 4-8-1	072-892-0119	430-0
大阪狭山市消防本部	通信指令室	大阪狭山市狭山 1-2384-1	072-366-0055	431-7940
島本町消防本部	通信指令室	三島郡島本町若山台 1-2-5	075-962-1199	433-0
豊能町消防本部	消防署警備係	豊能郡豊能町東ときわ台 1-1-3	072-738-1121	434-0
忠岡町消防本部	警防課警備係	泉北郡忠岡町忠岡北 1-1-23	0725-32-0119	436-0
熊取町消防本部	警備課	泉南郡熊取町野田 1-1-19	072-453-0119	437-0
河南町消防本部	警備課	南河内郡河南町大字白木 1279-1	0721-90-3119	441-0
堺市高石市 消防組合消防本部	通信指令課	堺市大浜南町 3-2-5	072-238-0083	444-0
守口市門真市 消防組合消防本部	司令課指令係	門真市殿島町 7-1	06-6906-1122	445-0
枚方寝屋川 消防組合消防本部	指令室	枚方市南中振 1-16-30	072-852-9800	446-0
柏原羽曳野藤井寺 消防組合消防本部	通信指令室	藤井寺市青山 6-613-8	072-958-0119	447-0
阪南岬 消防組合消防本部	警備課通信室	阪南市黒田 264-1	072-473-0119	448-0

災害拠点病院（基幹災害医療センター）

病 院 名	住 所	電 話
大阪府立急性期・総合医療センター	大阪市住吉区万代東 3 - 1 - 5 6	06-6692-1201

災害拠点病院（地域災害医療センター）

病 院 名	住 所	電 話
大阪市立総合医療センター	大阪市都島区都島本通 2-13-22	06-6929-1221
国立病院機構大阪医療センター	大阪市中央区法円坂 2-1-1-14	06-6942-1331
大阪赤十字病院	大阪市天王寺区筆ヶ崎町 5-30	06-6774-5111
大阪市立大学医学部附属病院	大阪市阿倍野区旭町 1-5-7	06-6645-2121
済生会千里病院	吹田市津雲台 1-1-D6	06-6871-0121
大阪大学医学部附属病院	吹田市山田丘 2-15	06-6879-5111
大阪府立三島救命救急センター	高槻市南芥川町 11-1	06-683-9911
大阪医科大学附属病院	高槻市大学町 2-7	072-683-1221
関西医科大学附属滝井病院	守口市文園町 10-15	06-6992-1001
関西医科大学附属枚方病院	枚方市新町 2-3-1	072-804-0101
大阪府立中河内救命救急センター	東大阪市西岩田 3-4-13	06-6785-6166
東大阪市立総合病院	東大阪市西岩田 3-4-5	06-6781-5101
近畿大学医学部附属病院	大阪狭山市大野東 377-2	072-366-0221
市立堺病院	堺市堺区南安井町 1 丁 1-1	072-221-1700
大阪府立泉州救命救急センター	泉佐野市りんくう往来北 2-24	072-464-9911
市立泉佐野病院	泉佐野市りんくう往来北 2-23	072-469-3111

特定診療災害医療センター

病 院 名	住 所	電 話
大阪府立成人病センター	大阪市東成区中道 1-3-3	06-6972-1181
大阪府立精神医療センター	枚方市宮之阪 3-16-21	072-847-3261
大阪府立呼吸器・アレルギー医療センター	羽曳野市はびきの 3-7-1	072-957-2121
大阪府立母子保健総合医療センター	和泉市室堂町 840	0725-56-1220

大阪府指定避難施設一覧表（羽曳野市）

整理番号	施設の名称	施設の所在	施設の面積		指定の 区分
			屋内部分 (㎡)	屋外部分 (㎡)	
1	羽曳野市立古市小学校	古市1丁目2番5号	1,927	5,442	
2	羽曳野市立古市南小学校	古市5丁目14番38号	1,962	7,032	
3	大阪府立西浦高等学校	西浦2丁目1797番地	1,547	14,500	
4	羽曳野市立白鳥小学校	白鳥3丁目8番17号	1,422	7,062	
5	羽曳野市立誉田中学校	誉田6丁目5番37号	2,450	15,016	
6	羽曳野市立高鷲小学校	島泉2丁目1番19号	2,413	4,103	
7	羽曳野市立高鷲南小学校	高鷲2丁目12番1号	2,277	6,219	
8	羽曳野市立恵我之荘小学校	南恵我之荘7丁目8番35号	1,727	7,923	
9	羽曳野市立高鷲北小学校	島泉4丁目3番33号	2,590	5,794	
10	羽曳野市立高鷲中学校	島泉9丁目14番4号	2,128	11,651	
11	羽曳野市立高鷲南中学校	高鷲2丁目2番1号	2,241	10,206	
12	羽曳野市立埴生小学校	伊賀5丁目6番37号	2,161	8,862	
13	羽曳野市立埴生南小学校	はびきの6丁目6番1号	2,438	9,300	
14	羽曳野市立西浦小学校	西浦1050番地	2,615	4,051	
15	羽曳野市立峰塚中学校	西浦6丁目48番地	2,576	12,549	
16	羽曳野市立西浦東小学校	広瀬75番地の3	1,715	7,508	
17	羽曳野市立羽曳が丘小学校	羽曳が丘6丁目8番1号	1,847	9,166	
18	羽曳野市立河原城中学校	桃山台4丁目123番地	2,405	11,835	
19	羽曳野市立駒ヶ谷小学校	駒ヶ谷344番地の1	1,452	3,036	
20	大阪府立羽曳野高等学校	大黒776番地	2,309	27,570	

整理番号	施設の名称	施設の所在	施設の面積		指定の区分
			屋内部分 (㎡)	屋外部分 (㎡)	
21	羽曳野市市民会館	誉田 1 丁目 4 番 4 号	735	280	
22	羽曳野市立陵南の森総合センター	島泉 8 丁目 8 番 1 号	574	3,836	
23	羽曳野市立生活文化情報センター	軽里 1 丁目 1 番 1 号	3,681	600	
24	羽曳野市立総合スポーツセンターはびきのコロセアム	南恵我之荘 4 丁目 237 番地の 4	2,925	7,150	
25	羽曳野市立誉田中学校 茶山グラウンド	誉田 6 丁目 612 番地		4,188	
26	石川スポーツ公園	古市石川河川敷		15,059	
27	誉田八幡宮	誉田 3 丁目 2 番 8 号		4,000	
28	羽曳野市立高鷲小学校 第 2 グラウンド	恵我之荘 2 丁目 70 番 1 号		5,080	
29	しなづせせらぎの道	恵我之荘 1 丁目 (旧河川敷)		4,870	
30	東除公園	南恵我之荘 3 丁目 14 番 1 号		2,000	
31	羽曳野市立駒ヶ谷テニスコート	駒ヶ谷 1408 番地の 1		4,609	
32	青少年児童センター	向野 3 丁目 156 番地の 5	853	13,658	
33	向野公園	向野 265 番地の 1		3,100	
34	上印公園	はびきの 4 丁目 298 番地の 2		1,800	
35	伊賀公園	伊賀 6 丁目 150 番地		1,500	
36	大阪府立食と緑の総合技術センター	尺度 442 番地		20,000	
37	羽曳が丘北公園	羽曳が丘 1 丁目 201 番地		8,300	
38	羽曳が丘中公園	羽曳が丘 3 丁目 202 番地		2,600	
39	羽曳野市立丹比小学校	郡戸 206 番地	2,577	8,060	
40	道の駅しらとりの郷・羽曳野	埴生野 975 番地の 3		27,225	
41	石川河川公園駒ヶ谷地区	駒ヶ谷 140 番地外		54,000	

整理番号	施設の名称	施設の所在	施設の面積		指定の 区分
			屋内部分 (㎡)	屋外部分 (㎡)	
42	羽曳野市立羽曳が丘コミュニティセンター	羽曳が丘西2丁目5番1号	345		
43	羽曳野市立東部コミュニティセンター	古市1541番地の1	401		
44	羽曳野市立丹比コミュニティセンター	榎山251番地の1	302		
45	羽曳野市立グレープヒルスポーツ公園	駒ヶ谷850番地		13,986	
46	峰塚公園	軽里2丁目85番地の1他		53,000	
47	野々上区画内2丁目緑地	野々上2丁目646番地		860	
48	埴生野公園	野々上5丁目462番地の9		900	
49	桃山台1号公園	桃山台1丁目324番地の112		3,400	
50	桃山台2号公園	桃山台3丁目130番地の48		2,600	
51	榎山緑地	榎山357番		1,200	
52	郡戸公園	郡戸300番地123他		1,000	
53	新池さくら公園	南恵我之荘5丁目859番地		2,867	

指定の区分の欄は、羽曳野市国民保計画第3編第2章4避難施設(1)避難施設の指定のタイプ別に区分

収容型、 集合型、 退避型、 福祉型

**羽曳野市国民保護計画
資料編**

平成19年1月

発行	羽曳野市
編集	羽曳野市市長公室危機管理室 〒583-8585 大阪府羽曳野市誉田4丁目1番1号
電話	072-958-1111 (代表)
印刷	国際航業株式会社